

■記入前に必ずお読みください。

- ①過去3ヶ月平均にもとづき、なるべく詳しく、正直に記入してください(年払いの費用は1か月あたりの金額を算出して記入してください)
- ②内容により、確認のために追加書類をいただく場合があります。
- ③認定対象家族の収入(社会通念に照らし扶養する立場の優先順位が高い同居家族の収入を含む)は全て生計費に充当されます。
収入の一部を貯蓄等に充当している場合は、被保険者の収入がないと生活できない状態にある(健康保険法の被扶養者の定義「主として被保険者の収入により生計を維持されている」と認めることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ④送金とは継続的扶養かつ経済的扶養とし、毎月仕送りされるものとし、
送金方法については、手渡しは認めず、金融機関を通して行うものとします。健康保険組合から依頼があれば送金証明(振込依頼書や預金通帳写しなど)を提出できる状態であることとします。
- ⑤送金することにより、別居の被扶養者の生活費が被保険者の生活費を上回らないこと。
- ⑥提出された後はいかなる場合も修正ができませんのでご注意ください。漏れや誤りがないか提出前に必ずご確認ください。

村田製作所健康保険組合 理事長 殿

別居の場合

生活費明細書

(円)

【月額で記載】

生活費(内訳)	認定対象者を含めた世帯(同居している家族分含む)の1ヶ月の生計費(3ヶ月平均)	被保険者世帯の1ヶ月の生計費(3ヶ月平均)
食費 (主食、副食、外食、調味料等)	35,000	45,000
嗜好品費 (嗜好品、酒たばこ、小遣い等)	10,000	40,000
住居費 (家賃、ローン、固定資産税等)	50,000	80,000
住居費以外のローン (自動車等)		
水道光熱費 (電気、ガス、水道)	20,000	30,000
通信費 (電話代等)	5,000	5,000
教育費 (自己啓発・学費・塾・習い事含む)		5,000
被服費	10,000	15,000
交通費 (通勤費用・タクシー代含む)	5,000	5,000
娯楽費 (旅行代、新聞、雑誌を含む)	5,000	10,000
保健衛生費 (理容代、生活用品代等)	10,000	15,000
厚生費 (年金、健康保険料、生命保険等)	5,000	20,000
交際費 (慶弔関係、贈答品等)	5,000	5,000
医療費	10,000	5,000
その他 ()		30,000
その他 ()		
合計	G 170,000	E 310,000

A. 認定対象者の氏名・続柄・収入金額・生活費の負担額(円)

(例:遺族年金、障害年金、パート収入等あらゆる収入を全て含む)

認定対象者氏名	続柄	収入金額	生活費負担額
健保 花子	実母	20,000	20,000

(注)収入金額=生活費負担額であること

B. 認定対象者と同居している収入のある家族の

氏名・続柄・収入金額・生活費の負担額(円)

氏名	続柄	収入金額	生活費負担額
健保 一郎 (76歳)	実父	40,000	40,000

C. 被保険者以外に認定対象者への送金がある場合

続柄 (実兄)	送金額(円)	20,000
D. 被保険者から認定対象者への送金額(円)		90,000
E. 被保険者世帯の生計費(円)		310,000
F. 被保険者の実収入額(円)		400,000
H. 認定対象者世帯人数		2人
I. 被保険者世帯人数		3人

その他特別な記載事項がある場合は記入

上記、生活費明細書の内容に相違ありません。なお、今後状況が変わった場合は、直ちに手続きをおこないます。遡って喪失となった場合は、医療費は返還いたします。仕送り事実がわかる書類の写しを添付します。

R3年 10月 10日

氏名 健保 太郎 (印)
記号-番号(1- 2345)